

□ **家屋の新築**により、合併浄化槽設置補助金の申請をご検討されている方へ

◆合併浄化槽設置補助金を申請する前提条件として、以下の①～③を全て満たす必要があります。

- ①設置場所が補助対象区域内であること
- ②新築家屋が専用住宅（延床面積の1/2以上が居住区域）であること
- ③申請予定者（居住予定者）の市税の滞納が無いこと

◆合併浄化槽設置補助金の補助可否について（家屋の新築をご検討の場合）

種別	前住所地	前住所地の生活排水処理状況	合併浄化槽設置に至る経緯（事情）	補助可否	理由（生活排水処理未普及の解消に繋がるものが補助対象）
新築	市外		転入	○	他の市町村からの転入による家屋新築
		公共下水道	転居	○	公共下水道に接続している家屋に居住する方の家屋新築
	市内	集落排水	転居	○	集落排水処理をしている家屋に居住する方の家屋新築
		汲み取り	転居	○	汲み取り便槽を有する家屋に居住する方の家屋新築
		単独浄化槽	転居	○	単独浄化槽を有する家屋に居住する方の家屋新築
		合併浄化槽	集合住宅・賃貸戸建てからの転居	○	集合住宅等に居住する方の家屋新築
			親世帯からの分家による転居	○	子世帯の独立による生活排水処理の普及が見込めるため
			持家からの転居	×	既に生活排水処理がなされている世帯の転居となるため

◆市外からの転入により、合併浄化槽設置補助金を申請する場合、工事完了までに住民票を新住所へ異動してください。

◆合併浄化槽設置補助金の支給は、合併浄化槽の設置工事の完了後、下水道係による通水検査を合格した後となります。

◆既存の合併浄化槽の設置替え（更新）は、補助対象となりません。

◆被災等、特別な事情がある場合は、申請前に下水道係へご相談ください。